

江南北部地域包括支援センター（介護予防支援及び介護予防 ケアマネジメント支援）運営規程

平成 21 年 3 月 30 日制定
令和 6 年 4 月 1 日改定

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人サン・ビジョンが開設する「江南北部地域包括支援センター」（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等、主任介護支援専門員等、社会福祉士等が、要支援状態にある高齢者等（以下利用者という）に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス（医療系サービス）及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、特定の種類又は特定のサービス事業者等若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。

4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営にあたっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 江南北部地域包括支援センター
(2) 所在地 愛知県江南市河野町五十間 4

（職員の職種、員数、及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤）

管理者は、事業所の事業者の担当職員その他従業者の管理、利用の申し込みに係る

調整及び勤務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員

社会福祉士 1名以上 (常勤・内1名管理者兼務)

保健師等 1名以上 (常勤)

主任介護支援専門員 1名以上 (常勤)

担当職員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

営業時間 午前9時00分から午後18時00分までとする。

(営業時間外は24時間電話で対応する)

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法および内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施

(2) サービス担当者会議について

サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(3) 担当職員による居宅訪問頻度等

1) 提供開始月

2) 提供開始月の翌月から起算して3ヶ月または6ヶ月に1回

3) サービスの評価期間が終了する月

4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(4) モニタリングの結果記録 少なくとも3ヶ月または6ヶ月に一度

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次の地域とする。

後飛保町 藤ヶ丘 松竹町 河野町 宮田町 宮田神明町 村久野町

東野町（岩見） 前飛保町（＊緑ヶ丘、藤町以外） 小払町
勝佐町 鹿子島町 草井町 小脇町 慈光堂町 般若町 中般若町
和田町

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する
- (4) 上記(1)～(3)までを適切に実施するための担当者を置く

(ハラスメントについて)

第11条 事業所は、適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 ハラスメントは、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を困難にし、関わった従業員の心身に悪影響を与える。下記のような行為があった場合は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント提供について協議・検討するものとする。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の従業員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、他の行為

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

2 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は江南市、社会福祉法人サン・ビジョン及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 9月 1日 一部改定

令和1年 9月 1日 一部改訂

令和2年 10月 1日 一部改訂

令和4年 2月 1日 一部改訂

令和5年 6月 1日 一部改訂